

狭あい道路等を拡幅するため、区にはこんな支援制度があります。

① 区による道路等の拡幅整備

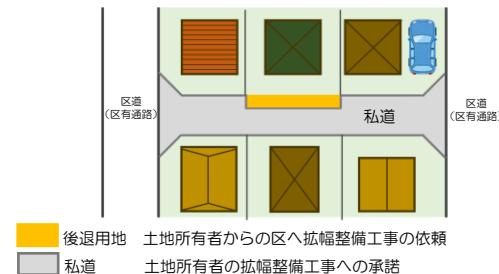
区道または区有通路の場合

後退用地等を区道または区有通路の用地として寄附などして頂いた場合、区が後退用地等の測量、分筆、所有権移転または地上権の設定登記および拡幅整備を行い、道路として維持管理を行います。

私道の場合

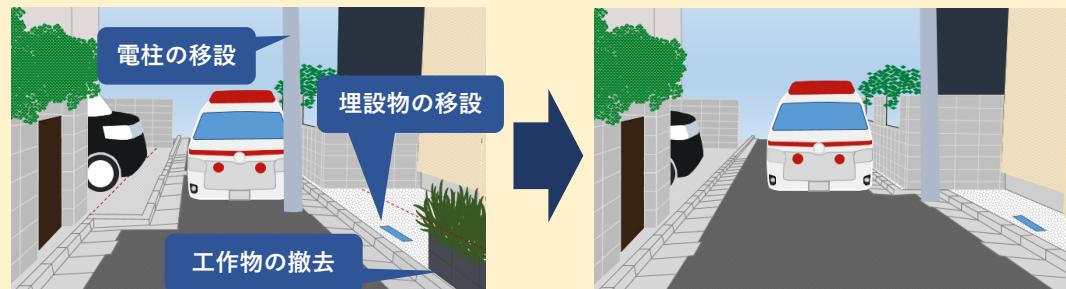
区長に依頼があった場合、区が後退用地等の拡幅整備を行います。区が拡幅整備を行うためには、右図の範囲の私道の土地の所有者全員から区が私道を通行、使用および拡幅整備することなどの承諾書の提出が必要になります。拡幅整備後、後退用地の所有者が区が設置した施設を引継ぎ、道路として維持管理と一般の交通の用に供して頂く必要があります。

■私道の場合(例)■



② 拡幅整備に支障となるものの撤去・移設費用の助成

①の拡幅整備を行うために支障となる、後退用地等の内に設置されている塀などの工作物、水道メーターなどの埋設物および植栽などの移設または撤去ならびに道路沿いに設置する新たな塀などの工作物および植栽などの費用の一部を助成します。



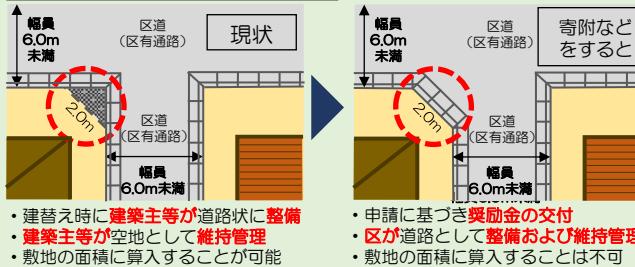
③ すみ切りの公道化の奨励

見通しの確保、歩行者や車面の円滑な通行、災害時の緊急車両の容易な進入を可能にするため、すみ切り用地を区道または区有通路に寄附などして頂いた場合、土地の所有者に奨励金を交付します。奨励金の額については、下表のとおりです。なお、道路の管理上、原則、寄附をお願いしています。

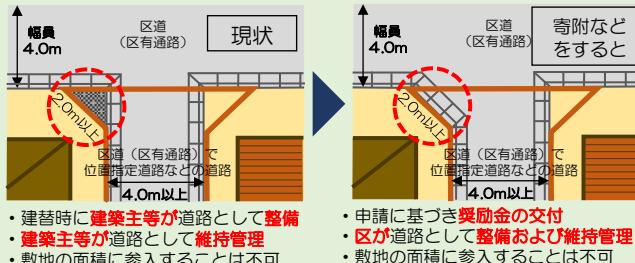
区分	奨励金の算出方法	
	寄附	地上権の設定
東京都建築安全条例第2条第1項によるすみ切り用地	面積*1 × 路線価の平均*2	面積*1 × 路線価の平均*2
その他*3のすみ切り用地	1か所当たり10万円	1か所当たり5万円

*1 面積は、条例により建築の制限を受ける部分のみで、道路および道路とみなされる部分は含まれません。
*2 路線価は、奨励金の交付申請時点の値となります。
*3 法第42条第1項第5号(位置指定道路)、法第43条第2項第2号の適用を受けたための協定道路または公衆用通路など申請のあった道路または通路に含まれるすみ切りとすべき土地。

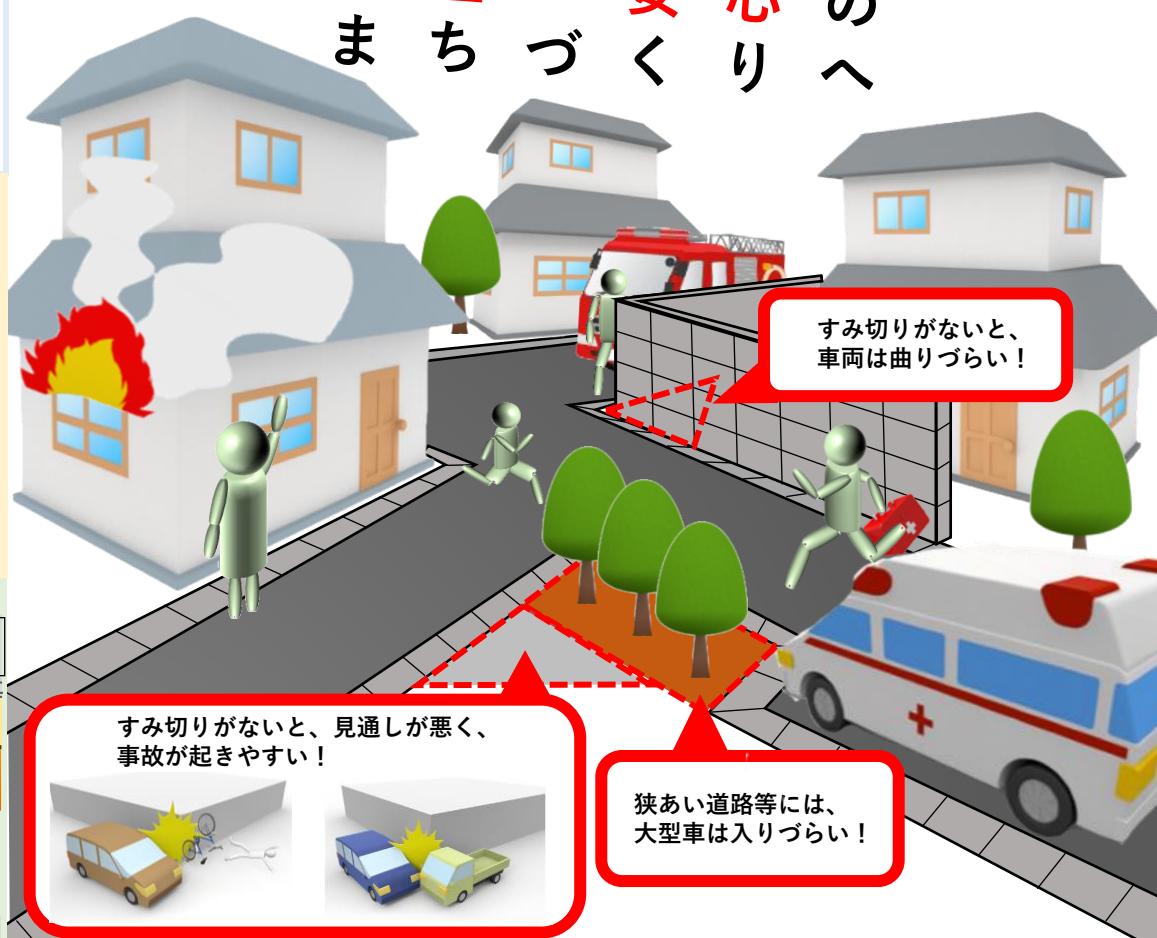
東京都建築安全条例第2条の場合



その他のすみ切りの場合



狭あい道路等を
みんなで拡げ、のへ
安全・安心、のへ
ま・ち・づ・く・り



狭あい道路等

練馬区では、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」といいます。)第42条第1項第3号、法第42条第1項第5号、法第42条第2項による道路および法第43条第2項第2号が適用できる道または、通路などで、当該道路、道または通路の幅員もしくはすみ切りが確保されていないものを『狭あい道路』、狭あい道路と東京都建築安全条例第2条第1項による空地を『狭あい道路等』と呼びます。

狭あい道路等拡幅整備協議

- 狭あい道路*に接して建築行為等をする場合
- 建築行為等を伴わず、狭あい道路の拡幅整備を希望される場合
狭あい道路拡幅整備協議の申請をお願いします。
※法第43条第2項第2号が適用できる道または通路のみに接して建築行為等を行う場合を除きます。

